

令和2年3月31日

保護者の皆様へ
学生の皆さんへ

沼津工業高等専門学校
校長 藤本 晶

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

本校では、令和2年度の開始に当たり、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、文部科学省、高専機構本部事務局等から発出された通知及び他高専の実施状況を参考に、下記のように実施することとしました。

令和2年度は当初の予定どおり4月5日(日)入学式、4月6日(月)始業式とします。また、新学期の授業開始は、当初の学年暦のとおり本科は、4月8日(水)、専攻科は4月7日(水)とします。

なお、これらの対応は、当面の間(おおむね前期中間試験の頃までを想定)行うこととしますが、今後の状況に応じてさらに延長・短縮する場合があります。

学校は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提唱する「**3つの条件**」(密閉空間であり換気が悪い、近距離での会話や発声がある、手の届く距離に大勢の人がいる)すべてが重なる危険性があるため、本校としても教職員及び学生の感染防止のための対応を講じます。

授業時間の短縮及び昼休み時間の延長

本校の学生寮の収容人員は500人を超える規模と全国でも有数の学生寮であり、特に寮食堂は昼食時間帯を中心に混雑しています。上記の3つの条件を満たしており、感染防止の対策として、寮食堂の座席数を制限して密集する状況を回避する努力を行います。学生食堂も同様に座席数を減らし密集する状況を回避する努力を行います。この措置に伴い、昼食を持参している学生は、学生食堂ではなく各HRで昼食を摂ってください。外食等、昼休み時間帯に学生が校外に出ることを禁止します。

朝食の時間を延長し90分とします。朝食時間の延長に伴い、1・2時限の開始時刻を10分、遅らせます。また、昼休み時間を90分間とすることで、一度に大勢が寮食堂(学生食堂)に集中しない工夫をします。

授業時間をそれぞれ10分間短縮して、80分授業とします。各教室では授業時間中も換気等を行い、極力、密集した空間を作らないよう工夫をしますが、教員・学生の接触時間を短縮することで感染防止に努めます。

授業時間を10分間短縮することで、15コマを実施しても1350分を満たしません。短縮した時間は、夏季休業期間冒頭に1週間、授業時間割どおりの補習を設けて、通常に時間割に沿った授業を実施するなど、総授業時間の確保を図ります。

変更後の時間帯	通常の時間帯(変更前)
《午前の授業時間帯》	《午前の授業時間帯》
予 鈴 8:55	予 鈴 8:45
1・2時限 9:00～10:20	1・2時限 8:50～10:20
休 憩 10:20～10:30	休 憩 10:20～10:30
3・4時限 10:30～11:50	3・4時限 10:30～12:00
《昼休み》 11:50～13:20	《昼休み》 12:10～13:00
《午後の授業時間帯》	《午後の授業時間帯》
予 鈴 13:15	予 鈴 12:55
5・6時限 13:20～14:40	5・6時限 13:00～14:30
休 憩 14:40～14:50	休 憩 14:30～14:40
7・8時限 14:50～16:10	7・8時限 14:40～16:10
休 憩 16:10～16:20	休 憩 16:10～16:20
9・10時限 16:20～17:40	9・10時限 16:20～17:50

注1) この期間は、放課後の諸活動を原則見合わせるため、学生の最終下校時刻は16:30とします。
ただし、9・10時限のある学生に限って最終下校時刻は18:00とします。

学生寮について

混雑緩和のため、新入生を含めた全学生に対して、特別外泊措置を行うなど、各家庭の実情に応じた対応をとる予定です。

学生寮の日課については、別途、寮務主事から通知します。

第1 感染症予防策の徹底

(1) 学生自身の対応

- ① 学生は、手洗い（登校時、食事前、体育の授業後、トイレ使用后等）、消毒用アルコールの活用、咳エチケットの励行に努めてください。
- ② 学生は、引き続いて毎日の検温や体調の記録をするとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養してください。
- ③ 自宅休養した場合の出欠の取り扱いについては、「学校保健安全衛生法第19条による出席停止」等の法令及び本校規定により、「欠席」とはせずに「公休」として取り扱いますので、学生課教務係へお尋ねください。
- ④ 自宅から通学している学生の保護者の皆様は、自宅における学生の健康観察をお願いします。発熱などの風邪の症状がみられるときは、学校へ連絡してください。
- ⑤ 寮生で、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、一時帰宅を促すことがあります。
- ⑥ 密集した空間を減らすため、昼休み時間を延長します（前述）。寮食堂並びに学生食堂

(尚友会館)の座席数を制限して密集する状況を回避する努力を行いますので、自宅通学生など、昼食を持参することが可能な学生については、協力をお願いします。また、できるだけ対面での食事を避け、飛沫感染防止に努めてください。

- ⑦ 始業時刻を10分遅らせて9時開始とします。公共交通機関を利用して通学している学生は、極力、混雑を避けるなど、各自で工夫をしてください。

(2) 集団感染のリスクへの対応

感染リスクが高まる3つの条件(1. 換気の悪い密閉空間、2. 多くの人が密集する状況、3. 近距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けるため、下記の対応を行うこととします。

- ① 教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めた温度管理に努めてください。なお、これに合わせて暖房の運転期間を延長します。
- ② 近距離での会話や発声を考慮し、咳エチケットの励行に努めてください。
- ③ 放課後の諸活動を原則として見合わせることにし、学生の最終下校時刻を16時30分とします。ただし、9・10時限のある学生に限って、最終下校時刻を18時00分とします。
始業時間を10分間遅らせ、また、放課後の諸活動を見合わせて学生の最終下校時刻を定めることで、公共交通機関を利用して登下校する学生の感染防止に努めます。
- ④ 多くの学生や教職員が手を触れる箇所の消毒を行うなど、校内の環境衛生を良好に保つよう努めます。

第2 課外活動及び学外での教育研究活動について

課外活動及び学外での教育研究活動については、臨時休校及び春季休業中と同様の対応を続けることとします。

- (1) 学外を含め課外活動(部活動・ゼミ活動等)は、中止します。
- (2) 学生の学会参加や学外での研究活動は、原則見合わせとします。
- (3) 正課活動(卒業研究、プロジェクト等)の一環としての学外訪問は、原則、見合わせとします。
- (4) 就職活動については制限しませんが、就職担当教員の指導の下、企業・主催者側の指示に従い、十分留意のうえ行ってください。
- (5) 学生のアルバイトは、寮生・自宅通学生を問わず、原則として禁止します。家庭の経済状況など、やむを得ない学生は、事前に担任を介して学生主事の承諾を得てください。

第3 学生又は教職員等の感染が判明した場合について

(1) 学生又は教職員の感染が判明した場合

- ① 学生の罹患が確認された場合は、当該学生等について、学校保健安全法第19条による出席停止として、罹患が確認された日の翌日から起算して14日間の登校を禁止し

ます。この期間は欠席日数とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」（公休扱い）として取り扱います。また、この間、すべての学校関係者との接触を禁止します。学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、速やかに学級担任（又は学科長）を経由して教務係に連絡してください。

寮生の場合、速やかに帰宅を促します。この場合、公共交通機関を利用した帰宅が困難となった場合は、保護者の方に迎えを要請する場合があります。

- ② 学生等が他の罹患者の濃厚接触者にあたりと特定された場合も、学校保健安全法第19条による出席停止とします。この場合の出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して14日間とします。

速やかに学級担任（又は学科長）を経由して教務係に連絡してください。

寮生の場合、速やかに帰宅を促します。この場合、公共交通機関を利用した帰宅が困難となった場合は、保護者の方に迎えを要請する場合があります。

- ③ 教職員の罹患が確認された場合、当該教職員について、就業を禁止します。また、この間、本校関係者との接触を制限する場合があります。
- ④ 他の教職員が濃厚接触者にあたりと特定された場合は、就業を禁止します。
- ⑤ 所轄の保健所等と連携し、当該感染者の症状の有無、学校内における活動状況、接触者の多寡、地域における感染状況、感染経路の明否等の確認を行います。
- ⑥ これらの点を総合的に考慮し、学生または教職員の罹患が確認された場合は、原則として2週間、臨時休校とする予定ですが、同保健所等及び国立高専機構本部事務局と十分に相談の上、学校保健安全法第20条による臨時休校の実施の有無、規模及び期間を判断します。学校（級）閉鎖の場合、外国人留学生等、一部の学生を除いて全寮生を帰宅させます。

（2） 学生又は教職員の同居家族等の感染が判明した場合

- ① 保護者の皆様は、同居家族の中に感染が判明した方がいる場合など、学生が濃厚接触者であることを把握した場合もしくはそのおそれがある場合には、速やかに学校へお知らせください。

学生が寮生の場合で帰省先の家族等が新型コロナウイルス感染症の罹患者、又は濃厚接触者と判定された場合は、帰寮を認めない場合があります。

- ② 保護者や学生から濃厚接触者である旨もしくはそのおそれがある旨の連絡を受けた場合は、当該学生の居住地を所管する保健所に連絡し、今後の対応の確認を行った上で、出席停止の有無を判断します。
- ③ 教職員や同居家族から濃厚接触者である旨もしくはそのおそれがある旨の連絡を受けた場合は、当該教職員の居住地を所管する保健所に連絡し、今後の対応の確認を行った上で、就業禁止の有無を判断します。
- ④ これらの場合、原則として臨時休校は行いませんが、保健所等、関係機関の助言を参考に、必要に応じて実施を検討する場合があります。また、必要に応じて、他の学生及び教職員の健康観察を行います。

（3） 学生又は教職員に感染のおそれがある場合

- ① 発熱（おおむね 37.5 度以上の熱）と倦怠感などがみられ、学生が自主的に自宅休養した場合、公休扱いとして、欠席日数にカウントしません。症状が治まれば（解熱後、平熱に戻ってから 24 時間以上経過）、通常どおりに授業に出席可能です。
この場合、公休願を提出するだけで、医療機関を受診する必要はありません。
- ② 教職員に、そのおそれがある場合は、無理をせずに自宅で休養を命じます。

【参考】沼津市ホームページ（新型コロナウイルス感染症に係る相談について）

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/health/kenko_hoken/topics/new_cov/index.htm

（４）学生の公休について

新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合、学校保健安全法 19 条により学生は出席停止（公休扱い）となります。また、本校では、感染の疑いのある場合も学生は公休扱いになります。公休の手続方法は以下のとおりです。

状 況	学生課教務係へ提出する書類
発熱（37.5 度以上）等の風邪の症状がみられ、自主的に自宅休養した場合	（１）公休願*（医療機関を受診する必要はありません）
	⇒欠席した期間を公休扱いとします。症状が治まれば、通常どおり授業に出席可能です。
医療機関を受診し、新型コロナウイルスへの感染の可能性がないと診断された場合	（１）医療機関を受診したことが分かる書類（領収書等） （２）公休願*
	⇒欠席した期間を公休扱いとします。通常どおり授業へ出席可能です。
医療機関を受診し、新型コロナウイルスへの感染の可能性があると診断された場合	経過観察期間終了後、電話で学生課教務係（055-926-5733）に連絡の上、以下の書類を学生課教務係窓口へ提出してください。 （１）医師の診断書（経過観察期間が明記されたもの） （２）公休願*
	⇒経過観察期間を公休扱いとします。期間経過後、登校初日の朝に保健室へ来室するようにしてください。

※ 学生は、欠席期間の体温、発熱以外の症状等を毎日記録し、公休願の所定欄に記入します。

第４ 学校行事等について

すでに、1 年生の「御殿場研修」については中止し、4 月 7 日（火）に学内で実施することが決定されています。御殿場研修以外の当面の学校行事ですが、
4 月 5 日（日）入寮式・寮生保護者説明会・寮室見学ですが、入寮式は中止。
寮生保護者説明会は実施。寮室見学はマスク着用、手指の消毒を実施したうえで開催。
4 月 7 日（火）2～4 年生健康診断は延期。
4 月 11 日（土）クラブ紹介は各教室で実施。
4 月 12 日（日）学生寮 役場まわりは、グループを分けたうえで実施。

4月18日（土）原付講習会は実施。

5月1日（金）1年生授業参観及びクラス懇談会ですが、授業参観は中止（狭い空間に学生及び保護者を合わせて大人数が密集するため）。クラス懇談会は開催。その後の寮室見学はマスク着用、手指の消毒を実施したうえで開催。

5月10日（日）2～4年生クラス懇談会は開催実施

5月13日（水）スポーツ大会は中止。学生総会のみ各教室で実施。

5月16日（土）・17日（日）寮祭前夜祭・寮祭は中止。

高専体育大会については、連合会、関係機関からの通知があり次第、各クラブに連絡をします。

9月1日（火）～4日（金）4年生海外研修旅行は、中止します。現在、世界全体が外務省の海外安全ホームページで「レベル2」に指定されています。渡航先が「レベル2」に指定された場合、海外研修は理事長通知では「原則中止」となっております。また、静岡県下の中学・高校には教育委員会からは、海外修学旅行の中止連絡がされています。

専攻科の長期インターンシップは、プログラムを変更して学内で実施可能か検討をします。

上記以外の学校行事等につきましても、対応が決定次第、学生を含めた学内関係者の皆様に連絡します。

【本件に関するお問い合わせ先】

学生の欠席・授業に関する事項

学生課教務係 電話 055-926-5733 E-mail kyoumu@numazu-ct.ac.jp

（平日 8：30～17：00）

※夜間・休日は守衛所 電話 055-926-5714

学校行事に関する事項

学生課学生係 電話 055-926-5734 E-mail gakusei@numazu-ct.ac.jp

（平日 8：30～17：00）

学生寮に関する事項

学生課寮務係 電話 055-921-1707 E-mail ryou@numazu-ct.ac.jp

（8：30～17：00）

北寮宿直室（翔峰・栄峰・光峰） 055-926-5738

南寮宿直室（優峰・清峰・明峰） 055-926-5739